# 科学技術・学術政策研究所組織規則 （昭和六十三年総理府令第三十九号）

#### 第一条（位置）

科学技術・学術政策研究所は、東京都に置く。

#### 第二条（所長）

科学技術・学術政策研究所に、所長を置く。

##### ２

所長は、科学技術・学術政策研究所の事務を掌理する。

#### 第三条（総務研究官）

科学技術・学術政策研究所に、総務研究官一人を置く。

##### ２

総務研究官は、調査及び研究に関する重要事項に関し、総括して指導を行う。

#### 第四条（科学技術・学術政策研究所に置く課等）

科学技術・学術政策研究所に、総務課、企画課、科学技術・学術基盤調査研究室、科学技術予測センター並びに文部科学大臣の承認を受けて所長が定める研究グループ二及び調査研究グループ二を置く。

#### 第五条（総務課の所掌事務）

総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

機密に関すること。

###### 二

人事に関すること。

###### 三

所長の官印及び所印の保管に関すること。

###### 四

公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

###### 五

職員の福利厚生に関すること。

###### 六

予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

###### 七

行政財産及び物品の管理に関すること。

###### 八

営繕に関すること。

###### 九

科学技術・学術政策研究所の所掌事務を行うための情報処理システムの開発及び改善に関すること。

###### 十

文部科学省の所掌事務に係る科学技術及び学術に関し必要な図書の保存及び利用に関すること。

###### 十一

前各号に掲げるもののほか、科学技術・学術政策研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

#### 第六条（企画課の所掌事務）

企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

調査及び研究の企画及び立案並びに調整に関すること。

###### 二

調査及び研究に必要な事務の委託並びに調査及び研究の受託に関すること。

###### 三

科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の刊行に関すること。

###### 四

学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の刊行に関すること。

###### 五

資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の刊行に関すること。

###### 六

広報に関すること。

#### 第七条（科学技術・学術基盤調査研究室の所掌事務）

科学技術・学術基盤調査研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。

###### 二

学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。

###### 三

資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究のうち基盤的なものに関すること。

###### 四

科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。

###### 五

学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。

###### 六

資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究に関する統計その他の資料及び文献の調査、収集、整理、分析及び保管に関すること。

#### 第八条（科学技術予測センターの所掌事務）

科学技術予測センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

科学技術の将来の予測その他の科学技術に関する研究の動向の調査及び研究を行うこと（研究グループの所掌に属するものを除く。）。

###### 二

科学技術が経済社会及び国民生活に及ぼす影響の予測その他の科学技術の影響の調査及び研究を行うこと（研究グループの所掌に属するものを除く。）。

#### 第九条（研究グループの所掌事務）

研究グループは、専門的科学的知識、創意をもつて科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（科学技術・学術基盤調査研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

#### 第十条（調査研究グループの所掌事務）

調査研究グループは、次に掲げる事務をつかさどる。

###### 一

科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（科学技術・学術基盤調査研究室、科学技術予測センター及び研究グループの所掌に属することを除く。）。

###### 二

学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（科学技術・学術基盤調査研究室の所掌に属することを除く。）。

###### 三

資源の総合的利用に関する基礎的な事項の調査及び研究を行うこと（科学技術・学術基盤調査研究室の所掌に属するものを除く。）。

#### 第十一条（室長、センター長、総括主任研究官及び総括上席研究官）

科学技術・学術政策研究所の科学技術・学術基盤調査研究室に室長を、科学技術予測センターにセンター長を、研究グループに総括主任研究官を、調査研究グループに総括上席研究官を置く。

##### ２

室長、センター長、総括主任研究官又は総括上席研究官は、それぞれ、科学技術・学術基盤調査研究室の事務、科学技術予測センターの事務、研究グループの事務又は調査研究グループの事務を掌理する。

#### 第十二条（客員研究官）

科学技術・学術政策研究所に、客員研究官を置く。

##### ２

客員研究官は、命を受けて、科学技術・学術基盤調査研究室、科学技術予測センター、研究グループ又は調査研究グループの事務に参画する。

##### ３

客員研究官は、非常勤とする。

#### 第十三条（顧問）

科学技術・学術政策研究所に、顧問を置くことができる。

##### ２

顧問は、科学技術・学術政策研究所の所掌事務に関する重要事項に参画する。

##### ３

顧問は、非常勤とする。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

##### ２

資源調査所組織規則（昭和四十三年総理府令第三十三号）は、廃止する。

# 附　則（平成七年三月三一日総理府令第二一号）

この府令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月一四日　平成一三年文部科学省令第一六号）

#### 第一条（施行期日）

この中央省庁等改革推進本部令（次条において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

#### 第二条

この本部令は、その施行の日に、中央省庁等改革のための文部科学省組織関係命令の整備に関する命令（平成十三年文部科学省令第十六号）となるものとする。

# 附　則（平成一八年三月三〇日文部科学省令第一〇号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年六月二六日文部科学省令第二一号）

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三〇日文部科学省令第一四号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。